

あなたの文化事業を、支援します。

追加募集

公益財団法人静岡市文化振興財団
文化振興事業費助成制度

平成27年度

助成事業募集 二次募集

公益財団法人静岡市文化振興財団では、
市民の皆様が文化活動を実施しやすい環境作りのため、
広く市民が参加する文化事業を対象に、
財源の不足を補うための助成金を交付します。

対象となる
事業

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、静岡市内を会場として、
広く一般を対象に実施される、文化活動のためのイベント開催事業
例)美術作品の展覧会、音楽や舞台芸術等の公演会、文学の講演会等

助成額

最大**100**万円まで (自己負担額の1/2以内)

受付期間

平成**27**年**8**月**3**日(月)から**10**月**15**日(木)まで

※制度の詳細は裏面をご覧ください。

公益財団法人静岡市文化振興財団

〒420-0857 静岡市葵区御幸町4番地の1アーバンネット静岡ビル4階
TEL 054-255-4746 FAX 054-653-3501
URL <http://www.scpf.shizuoka-city.or.jp/>

助成の対象となる事業

静岡市内において広く一般を対象として実施する、**イベント開催事業**を助成の対象とします。

例えば、文化団体による活動成果発表の事業、芸術家や団体を招いて鑑賞する事業、文化講演会等がこれにあたります。

次のような事業は、上記に関わらず助成対象となりません。

- ・学校行事(PTA主催事業含む)として行われるもの
- ・営利・政治・宗教に関する活動若しくはそれらの活動の宣伝意図を有すると認められるもの
- ・福祉事業のための資金募集等、主たる目的が文化振興とみなされないもの
- ・個展・会員展及び教室又はクラブの発表会等、私的範囲において行われる活動の発表にとどまると認められるもの
- ・学会の研究発表会、シンポジウム等特定の分野における専門家を対象とした学術的な会合であると認められるもの
- ・全国巡回展の招聘等、実施者の主体的な企画、活動等により制作されるものではないもの
- ・静岡市(教育委員会等を含む)による助成を受けるもの又はこれらによる共催の名義を得るもの

助成対象者

助成対象者は、静岡市内に住所または活動の本拠を有する個人または団体で、以下の全ての条件を満たすものとします。

- ①活動に対する会計経理が明確であり、かつ事業を完遂できる見込みが確実であること
- ②団体の場合、次の両方に該当すること
 - (1)法人格を有していないこと(※特定非営利活動法人の場合は対象となることがありますのでご相談ください)
 - (2)一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること
- ③当助成制度の交付を過去に3回受けていないこと

※同一内容、及び同一形態での実施の場合、申請名称が異なる場合でも、同一団体とみなす場合があります。

助成対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に事業を開始、完了し、かつ報告書の提出ができることとします。

※申請時に、すでに終了している事業も対象となります。

助成額及び助成対象経費

助成対象事業の実施に直接必要な経費の総額から、次に掲げる額を控除して得た額の2分の1以内とします。

また、その額は100万円を限度とします。

- (1)当該事業の実施に伴う収入(入場料、参加費、広告費、補助金その他の収入)

※入場料収入は少なくとも定員の80%相当分で積算していただきます。

次に掲げる費用は、直接必要な経費として認められません。

- (1)当該事業の実施に伴う支出のうち、懇親会費その他当該事業の実施に必要なない費用
- (2)当該事業の実施に伴う支出のうち、次のような費用
 - ・公演会場で行うゲネプロ(原則1回)以外の練習、又は打ち合わせに係る費用
 - ・主催者又は主催団体の構成員(会員)に対して支払われた謝金・交通費・宿泊費・飲食費・役務の提供に係る代金等
 - ・外部から招聘した出演者、講師等に対する土産代(これらの者に謝金を支払っていない場合は除く)
 - ・事業の記録のための費用(記録写真集、研究論文集の出版費用等を含む)
 - ・主に助成対象事業を実施するためのものではない備品の費用(ユニフォーム、楽器、音響照明機材等)
 - ・その他、直接事業費としての用途が不明な費用

申請から交付までの流れ



8月3日～ 10月15日	当財団へ申請書を提出していただきます。 (初めて提出する方は、事前に事業内容等についてご相談ください。)
12月下旬	提出された申請書を元に審査を行い、助成金交付の可否を決定します。 申請された方全員に助成金交付の可否を通知します。
交付の可否の 通知後	助成金交付が決定した場合、申請された事業の終了後、報告書をご提出いただきます。 報告書を元に交付金額を確定し、申請された方あてに通知します。
交付金額の 確定後	財団あてに請求書をお送りいただいた後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類

申請に必要な書類は下記のとおりです。助成金交付規程と「申請・報告の手引き」をご確認の上、必要事項を記入し、当財団へ直接ご持参または、ご郵送ください。(平日午前8時30分～午後5時30分まで)

- ①文化振興事業費助成金交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)
- ②広報計画書(A4用紙1枚程度。指定書式はありません)
- ③団体規約及び会員名簿(個人による申請を除く。指定書式はありません)

※助成金交付規程、申請・報告の手引き、及び様式第1号～第3号の各申請書類は、当財団事務局またはホームページにて配布します。

制度の詳細は、公益財団法人静岡市文化振興財団 事務局 助成制度担当(054-255-4746)までお問い合わせください。